3) 贈与の年間非課税枠（Annual Exemption）

＊£3,000以下。（1年のみ繰り越し可）
＊知人への£1,000以下、孫・曾孫への£2,500以下、子供への£5,000以下の結婚等のお祝いの贈与。
＊通常のクリスマス・誕生日のお祝い
＊高齢者・18歳以下の子供への生活費の援助
＊チャリティ団体・政党への寄付金
＊£250までの贈与（他の非課税枠を未使用の場合）

7) 贈与税が掛からない場合

1) 贈与税はあくまで個人から贈与が対象で、法人からの贈与は所得税の対象
2） 夫婦・親子・兄弟・姉妹などの扶養義務者からの生活費・教育費・治療費・養育費等で通常必要と認められるもの
3） 宗教・慈善・学術・その他公益目的の団体が取得した寄付
4） 奨学金給付団体等特定公益信託からの交付金
5） 地方公共団体の条例に基づく心身障碍者共済制度給付金
6） 公職選挙法に基づく選挙運動の謝礼
7） 特定障碍者扶養信託受益権
8） 個人からの香典・花輪代・年末年始の贈答・祝い物・見舞金等で社会通念上認められるもの
9） 直系尊属からの住宅取得・教育・結婚・子育て資金等で一定額

No.4405　贈与税がかからない場合｜国税庁 (nta.go.jp)